

附属書1 設備管理帳票類（規定）

序文

この附属書は、基準における設備管理帳票類について規定する。

1. 適用

この附属書は、本文の **1.3** に規定する「設備管理帳票類」に記載する内容について定める。ここで、「設備管理帳票類」とは、表題を「設備管理帳票」とする定形のフォームシートである必要はなく、通常の設備管理に用いる管理書類又は管理台帳で、**3.** に規定する管理項目が分る書類又は台帳（複数の書類又は台帳で管理してもよい。）であればよいものとする（以下、これらの書類又は台帳を総称して「設備管理帳票類」という。）。

2. 設備管理帳票類の目的

設備管理帳票類は、設備に発生が予想される損傷の原因を **附属書4「損傷の種類と特徴」** を参考に網羅的に抽出し、設備に生じうる損傷を分類、管理、検査及び評価するために使用する（本文 **1.3 a)** を参照。）。

3. 設備管理帳票類による管理項目

設備管理帳票類では、少なくとも次の **3.1～3.13** の管理項目が明確にされなければならない。

3.1 プラント名称

装置又は施設名称をいう。

3.2 機器名称及び機器番号

静機器にあっては機器名称及び機器番号（機器の種類があるほうが望ましい）、配管系にあっては、系の管理単位ごとを区別する番号又は名称をいう。

3.3 管理単位

供用適性評価を行う単位を記載する（本文 **1.4 b)** を参照。）。

3.4 設計温度及び常用の温度

管理単位の設計温度及び常用の温度を記載する。ここで、運転時の温度に関して運転管理変動範囲を定めている場合は、その変動範囲についても明記する。

3.5 設計圧力及び常用の圧力

管理単位の設計圧力及び常用の圧力を記載する。ここで、運転時の圧力に関して運転管理変動範囲を定めている場合は、その変動範囲についても明記する。

なお、常用の圧力を許可基準としている場合は、その旨わかるようにする（本文 2.2.1 d) 備考を参照。）。

3.6 運転モード及び運転履歴

連続運転又はバッチ運転の区別、これまでの運転期間中におけるスタートアップ、シャットダウンの時期、及び供用適性評価に必要とされる圧力・温度等の変動量、運転履歴等を記載する。

3.7 使用流体

流体成分及び流体性状（ガス、液又は混相）が分るデータを記載する。

3.8 使用材料

一つの設備で部位によって使用材料が異なる場合には、その部位と使用材料との対応が分るデータを記載する。

3.9 損傷

供用適性評価を行う静機器又は配管系ごと（必要に応じて管理単位ごと）に、次の a) 及び b) に示すデータを記載する。

- a) 生じる可能性がある損傷を網羅的に抽出
- b) a) でリストアップした損傷ごとに、供用適性評価のためのデータ及び結果など

3.10 検査方法

3.9 で抽出した損傷ごとに、次の a) 及び b) に示すデータを記載する。

- a) 検査方法
- b) 検査結果及び評価

3.11 設備管理の詳細データ

次の a)～e) に示すデータを必要に応じて機器図面又は簡略図を用いて記載する。

- a) 設計計算書における最小厚さ（強度計算書より引用）
- b) 次回検査予定期
- c) 損傷の生じ易い箇所
- d) 検査点
- e) 管理単位

3.12 検査履歴

検査より明らかになった損傷の発生状況、進行状況などを記載し、新たに検査を実施するごとに、検査記録及び評価結果を追加して記載する。

3.13 その他の注意事項

供用適性評価を行う上での設備の構造上の留意点、検査実施に当たっての注意点など、必要な事項を記載する。

4. 設備管理帳票類の維持及び更新

設備の変更、検査又は管理方法の変更、発生が予測される損傷の変更などが生じた場合には、遅滞なく設備管理帳票類に反映させなければならない。

印刷不可